

山鹿市ふるさと応援寄附金返礼品提供事業者募集要項

1 目的

山鹿市（以下「本市」という。）では、山鹿市ふるさと応援寄附金を活用し、寄附をいただいた市外在住の寄附者に対し、地元特産品やサービス等（以下「返礼品」という。）を贈呈することにより、本市の魅力発信、地元産品等のPR並びに販路拡大による地域産業の振興を図るため、寄附者への返礼品提供に協力をいただける事業者（以下「返礼品提供事業者」という。）を募集するものです。

2 返礼品提供事業者の要件

返礼品提供事業者は、以下の要件を全て満たしている必要があります。

- (1) 各種法令を遵守し事業を行っていること。
- (2) 市内に本社（本店）、支社（支店）、事業所又は工場等のいずれかがある法人、団体並びに個人事業者であること。ただし、市内の地場産品等を取り扱う返礼品提供事業者で市長が特に認める場合は、この限りではありません。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員等でないこと。

3 返礼品の要件

返礼品は、以下の要件を全て満たしている必要があります。

- (1) 本市の魅力を発信し、地域産業の振興につながる要素をもつものであること。
- (2) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めるものであること。ただし、季節限定、期間限定等の場合は、提供期間内において安定供給が見込めるものであること。
- (3) 飲食物の場合は、製品情報（使用原材料等）の開示が可能であること。
- (4) 別途指定する配送業者により配送が可能なものであること。
- (5) 平成31年4月1日付け総務省告示第179号第5条に規定される総務大臣が定める要件（以下「地場産品基準」という。）を満たすものであること。

4 返礼品の価格について

- (1) 返礼品の価格は、商品の本体価格（サービス代）、梱包代、消費税及び地方消費税を含むものとします。なお、送料は、本市が負担します。
- (2) 返礼品の価格は、寄附金額の3割以内とします。なお、寄附金額は1,000円単位にて本市が設定いたします。

※寄附金額は、基本的に返礼品の価格で設定しますが、配送料金を考慮して設定する場合があります。

5 応募及び選定について

(1) 応募先

山鹿市役所 総務部 総合戦略課 政策調整係 宛

〒861-0592 山鹿市山鹿987番地3

TEL：0968-43-1112 FAX：0968-44-0373

Mail：soosen@city.yamaga.kumamoto.jp

(2) 応募書類

「山鹿市ふるさと応援寄附金返礼品提供事業者登録申請書」（様式1）

(3) 応募方法

持参又は郵送

(4) 募集期間

随時

(5) 選定

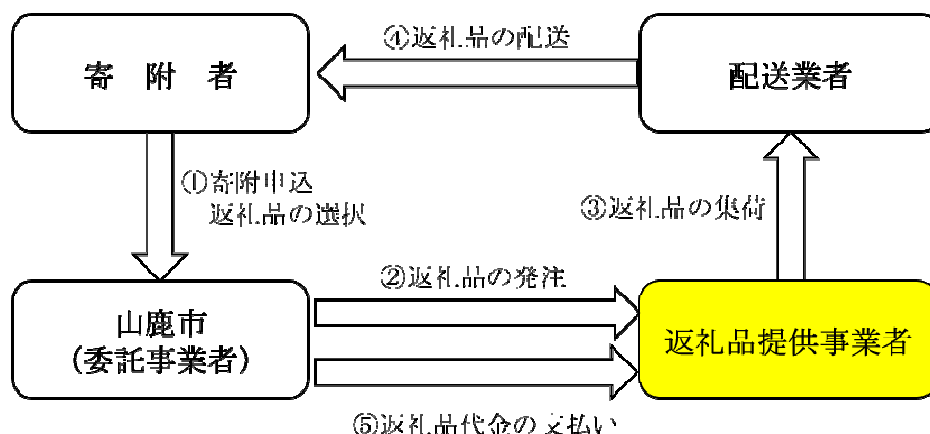
応募書類等を確認のうえ、本市の返礼品として適当と認められるか総合的に判断し選定します。

(6) 業務の流れ

本市は、寄附の受付や返礼品の発注・配送管理等の業務について、民間事業者の持つ体制やノウハウを活用し、効果的かつ効率的に業務を遂行するため、本市が指定する委託事業者へ委託しています。

返礼品提供事業者は、委託事業者からの発注により返礼品を提供します。なお、本市が寄附を受けてから、返礼品提供事業者に対して支払いを行うまでの事務の流れは、以下の図のとおりです。

【イメージ図】



7 個人情報の保護

返礼品提供事業者は、個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律、山鹿市個人情報保護法施行条例及び関係法令を遵守してください。提供された寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用することはできません。

8 その他留意事項

- (1) 返礼品の審査・選定は本市が行います。登録された返礼品等の変更・廃止を希望する場合は、本市の承認を得る必要があります。
- (2) 返礼品の登録又は変更・廃止の方法については、掲載するふるさと納税ポータルサイトにより異なる場合がありますので、具体的な手続き等については個別にご連絡いたします。
- (4) ふるさと納税制度及び返礼品について、総務省からの見直し等の通知があった場合、要件等を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (5) 返礼品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努め、その内容について本市及び委託事業者へ必ずご報告ください。なお、品質等による保証や苦情等の対応については、本市は一切の責任を負いません。
- (6) 本市は、登録された返礼品が、本要項2及び3に定める要件に適合しなくなったと認められた場合、又は本市若しくは寄附者に損害を及ぼす行為があった場合、その他返礼品としてふさわしくないと認める場合、返礼品の登録を取り消し、又は返礼品の調達を中止することがあります。
- (7) この要項に定めのない事項については、本市と協議のうえ、決定するものとします。

(参考)

地場産品基準（総務省告示第179号第5条抜粋）

以下のいずれかの要件を満たしていること。

- 一 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 二 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 三 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- 四 返礼品等を提供する市町村又は特別区（以下この号及び第八号において「市区町村」という。）の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- 五 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 六 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。
- 七 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
- 八 次のいずれかに該当する返礼品等であること。
 - イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
 - ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの
 - ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市区町村を認定し、当該地域資源を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの
- 九 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。